

日本地球惑星科学連合大会インセンティブ資金取扱規則

2019年 5 月 10日理事会制定

(総 則)

第 1 条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という。）の、連合大会の開催にその参加者へ、今後の参加意欲を高めるために、理解ある関係者からの貴重な寄附金等を財源とする資金、これを J p G U大会インセンティブ資金（以下「インセンティブ資金」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

(目 的)

第 2 条 このインセンティブ資金は、当連合の公益事業である学術大会の開催および普及活動の一層の発展に資するために、連合大会における各種事業の実施に向けた資金を寄附金等により調達し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

(資金計画)

第 3 条 このインセンティブ資金は、当連合に連合大会の各種事業への使途を指定した寄附金等を財源として平成30年度に190万円を積立てる。なお、このインセンティブ資金の今後の積立限度額は、2000万円とする。

2 このインセンティブ資金は、既存の寄附金により得られた190万円を令和元年度に130万円を取り崩し、令和2年度に 60万円を取り崩し 第 2 条の目的に適う事業費に充てる。

(資金の運用方法)

第 4 条 このインセンティブ資金は特定資産として、元本の安全性に配慮して運用する。

(資金の支出)

第 5 条 このインセンティブ資金は、当連合が主催または共催する以下の一項に該当する事業に対して支出 することができる。

- (1) 連合大会における各種行事の開催に係る経費
- (2) 連合大会への参加者の旅費補助、及び託児室の運営または利用に係る経費補助
- (3) その他上記 (2) 及び (3) に準じた連合大会活動の経費

(資金活用の発議)

第 6 条 第 5 条に関しては、当連合の大会運営委員会からの発議と理事会の承認により、このインセンティブ資金を活用した事業を実施する。

(資金の維持・管理)

第 7 条 このインセンティブ資金は第 2 条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

- 2 このインセンティブ資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 このインセンティブ資金は第 2 条及び 5 条に規定する事業目的以外に使用することはできない。やむを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3 分の 2 以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第 8 条 会長はインセンティブ資金の使用した事業の内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第 9 条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、2019年5月10日から施行する。